

磐梯町農業委員会 10月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和3年10月20日（水）午後1時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 金田 未樹 2番 鈴木 翼 3番 佐藤 栄祐

4番 前田 諭志 5番 川井 信之 6番 鈴木 勇一

8番 上野 庄市 9番 田中 茂 10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次 2番 鈴木 一功 3番 鈴木 照喜

4番 加藤 正己

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員 7番 遠藤 充孝

農地利用最適化推進委員 5番 鈴木 庄次

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第41号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 8 番 上野 庄市 委員

議席 9 番 田中 茂 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

事務局

では続いて、前田委員から、有害鳥獣被害対策ミーティングのこれまでの活動状況報告と今後の活動について説明をお願いいたします。

4 番 前田 諭志 委員

今回、農業委員の皆さんにご相談したいことがありまして、ご意見を伺いたいと思いますのでお願いします。4 月から赤外線のカメラを町内のいくつかの場所に設置しまして、目的はどういう動物が出ているのかと、電柵を張っている関係で人が通るところにゲートを設置しているので、そのゲートが開けっ放しになっていないかどうかを遠隔で確認したいということです。電柵については、電圧が下がっていることを検知してメールで通知するという仕組みを業者に入れていただいたので、見回りに行かなくても電圧が下がっていることがわかるようになったという状態です。現時点では、カメラであったり、電柵の電圧の検知機能であったり、個別の機能になっている状況です。その中で議論があったのが、電柵は町の北側は結構な距離が張られていて、感覚としては一定の効果がでているのではないかという話を聞いたのですが、電柵が完全に繋がっている訳ではないというのを最終的に全部繋ぐのかどうかということ。北側が全部繋がったとしても、南側の川沿いに動物が上がってきているという話も聞くので、予算的にも人的にも全域電柵で囲って完全に防ぐというのは難しいというのが前提にあるので、どこをピンポイントで対策すべきかということ、今後、町全体の方針や農業振興計画を決めようとしている話であるとか、そもそもの話になるのですが、鳥獣対策は何に対する対策なのかという議論がありまして、例えば、動物が出て田や畑を荒らして被害が出て、被害額を減らしたいという目的なのか。動物が周辺をウロウロしていて心理的に不安に感じるのをそれを減らしたいとい

うことなのか。目的を再確認する必要があるのかなと感じています。その被害や心理的な不安を解消したいということであれば、もう少し広く情報提供を求めたいと思います。被害の話であれば、農家の方を対象にアンケート調査することが必要となります。動物が出ていることへの不安に対する場合は、一般の方まで対象にしてアンケート調査を行い、目撃情報を届けてもらうことが可能なのか。そのようなことができるのかご意見を伺いたいと思います。

議長

ただいま、前田委員が説明した件について質問・意見ありませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

話をお聞きますと、電柵設置後の状況が非常に曖昧であるということですが、電柵を設置した後必ずその効果を確認しなければならないということですね。設置後どれだけの期間で何件の動物が入ってきているかという追跡調査をしなければいけないということだと思います。設置後の情報はどのくらい入っていますか。

4番 前田 諭志 委員

現時点では、電柵を張る前どうだったのかという情報が完全ではありません。今年は目撃が少ないという地元の方の話は聞いています。そもそもですが、効果を検証するための基礎データが揃っていないというのが問題だと思っておりまして、その上で、動物を見たというのも人がいるタイミングでしかカウントされていないということと、頻繁に目撃するところだと日常からいるのでいちいち言わないということらしいです。そのため、今は任意で報告してもらっているので、全体的な調査はされていないということで、被害があったならば、必ず言わなければならないということではないので、そういうことを設けるのも可能かどうか伺いたいです。

最適化推進委員 2番 鈴木 一功 委員

元々、町ぐるみで始めたものでは、〇〇地区と〇〇地区だけなんです。〇〇地区に関しては被害はなくなりました。電柵を張っていない箇所から入ってきたものに関しては多少の被害はありますが、被害は激減しています。

最適化推進委員 1番 卯月 宏次 委員

〇〇地区では、〇〇地区の電気柵を設置する前は被害がありましたが、設置後はクマの足跡は出てこなくなりました。毎年あった足跡もなくなりました。問題なのは、クマも学習して、電気柵がある場所がわかれば、今度は電気柵がないところから入ってくるのではないかという心配はあるので、北側の山際も電柵を設置してもらえればということはありません。

4番 前田 諭志 委員

電柵が繋がっていない辺りが、農家の方があまりいないエリアで、草刈などメンテナンスを農家以外の方ができるのかどうかということもあります。

最適化推進委員 2番 鈴木 一功 委員

目的ですよね。農作物を守るのか、人を守るのかというところになるので、その部分はなかなか難しいと思います。

議長

他に、質問・意見ありませんか。

8番 上野 庄市 委員

〇〇地区ですが、電気柵設置の取り組みを始める前に、議員、農業委員へ電気柵設置が無償でできるという話があったので、その話を部落の方に諮りまして、〇〇地区は観光客が多く来る地区であるので、以前も観光課にも話したことがありましたが、農家・非農家関係なく人的被害をなくしましょうということで始めました。現在3Km 設置したところですが、エリア内でクマなどが出ているという話は聞いておりません。猟友会の人たちに聞いてみても、今年はクマ・イノシシは少ないということです。実際電気柵設置したエリアでは被害があるという話は聞いておりません。ただし、エリア外は被害情報は聞いています。来年はそこから延長してほしいという希望はあります。これまでで電気柵を設置した効果はあったと思います。設置後の維持管理、メンテナンスも地区で分担して行いましたが、これから収納後の冬期間どこに置いておくのかという問題点も出てきていて、倉庫を作らなければならないのではという話も出てきています。11月14日の収納後に評価や課題が地区の皆さんから色々出ると思いますが、現状としては効果があったということだと思います。以上です。

4番 前田 諭志 委員

お伺いしたいのは、広域的に調査することは可能なかどうかということをお聞きしたいのですが。

8番 上野 庄市 委員

やはり、自分の地区に電気柵を設置したいという話がなければダメだと思うんですが。

10番 佐藤 栄喜 委員

〇〇地区では畑、田がイノシシ被害で土手が崩されていて被害が増えてます。なので、広域的に調査するということは必要だと思います。

4番 前田 諭志 委員

ありがとうございます。今後こういった形で調査をしたいということであったり、計画を定める中で、町として何を重視したいのかというのをすり合わせたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

今年度、〇〇地区と〇〇地区のご協力で広域電気柵設置という磐梯町初の取り組みができました。地区の何を守るか、何を重視するのかというのは、それぞれ違う形で始まっております。〇〇地区は観光客を来るので、人への被害を軽減させることを目的として、〇〇地区は農作物を守るということで入ってきております。〇〇地区については、県のモデル

地区の指定も受けて、電気柵の管理上のアンケート調査をお願いしているところです。

今回、前田委員にミーティングに入っていただいたのは、センサーカメラなどの通信技術を使った対策ができないかという部分もありまして、他にもモバイルカメラも5箇所設置しておりまして、電気柵以外にも生態調査も含めて入っているところでもあります。新たな動きとしてシカの動きも見えているということで、その対策も今後必要になるのかと思います。

電気柵に次年度以降の課題ということで、先ほど上野委員からもありました、設置が途中で切れている部分からの延長はどうなのかということでありますが、〇〇地区から隣の〇〇地区・〇〇地区の方にも声をかけていただいて、両地区でも取り組んでみたいということで、昨日現地確認をしながら調査しているところであり、予算の関係もありますが、来年度は農作物を守るという目的での電気柵の延長を検討しているということで、このような動きもありますので、今年度の評価もしながら、次年度以降に進めていければと思いますのでご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

前田委員ありがとうございました。

議長

日程第3 議案第41号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式） 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年10月20日提出。

申請地は、大字〇〇字〇〇29-2 畑 面積は575㎡外 田1筆、畑2筆面積合計は2,278㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に福島県農業振興公社を介しての一括方式でございます。利用目的は田・畑、期間につきましては、令和3年10月21日から令和13年12月31日までの10年3ヶ月、10アール当たり賃借料は田10,000円、畑3,000円の設定でございます。なお、こちらの農用地については、今後、町の荒廃農地再生事業も活用しながらの利用を予定しているということでもあります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第41号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式） 質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

この農地は〇〇地区の〇〇で、今荒廃農地になっているところだったので、今回耕作してくれるというのはありがたいことだなと思います。以上です。

議長

他に、質問・意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、議案第41号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式) 承認することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める、令和3年10月20日提出。

まず土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇2番地、地目は畑、面積は1,500㎡、となります。権利種別は3条賃貸借、新規で、貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇の〇〇〇〇氏でございます。

申請書内容の詳細については、10月5日に申請をいただいております許可申請をもって説明したいと思います。

今回の農地法第3条許可申請についてですが、賃貸人は〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん、こちらについては賃借権の期間10年間の申請でございます。申請者の氏名等は記載のとおりです。許可を受けようとする土地の所在等ですが、先ほど申し上げました、大字〇〇字〇〇2番地、地目は畑、面積は1,500㎡でございます。賃借料については10アール当たり4,000円の設定でございます。続いて、権利を取得しようとする者又はその他世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況についてですが、樹園地として活用したいということで、作付け予定作物は梅で1,500㎡、大型農機具は所有されていないということです。次に、実際に農作業に従事する者の氏名が記載されています。〇〇〇〇さん、55歳、会社員、権利取得者との関係でグループ会社の〇〇〇〇従業員の方が作業に当たるということであります。権利を取得しようとする者の経営面積ですが、1,500㎡ということで権利取得の下限面積未満になっております。なお、果樹等については、土地利用型作物ではない高収益作物ということであれば下限面積の適用を受けなくても良いという例外規定のため、今回の申請を受けたところでございます。続いて、位置図をご覧いただきたいと思います。〇〇地区の西側のところの畑になりますのでご確認下さい。現況写真がございしますが、現在はそばを作っている状況です。次に登記簿謄本で地番、面積確認するとともに、権利者が〇〇〇〇さんであることを確認い

ただきたいと思います。次が、法務局備え付けの公図になります。こちらの2番が今回の申請地になります。次のページからが賃貸借契約書になります。今回権利の取得者が、一般企業ですので農地の取得ができないということになりますので、その関係で契約書の条項の中に必ず入れなくてはいけない内容で、3番の契約の解除で「甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。」ということで、所有者側で解除できるという条文がございまして、こちらの契約書を交わしております。次のページからが〇〇〇〇の定款でございまして。本来であれば、目的のところに農作業等に関する業務がなくてはいけない訳で、これでは不動産の賃貸・管理業務ということしか読み取れませんが、そこで、その後のページに、取締役会の議事録がございましてご覧下さい。その議案の中で、梅酒の醸造に伴う梅の栽培について、取締役会で可決したということになっております。この取締役会で可決したのが〇〇〇〇株式会社ということになっております。申請者の株式会社〇〇〇〇との関係でございまして、各社の持ち株比率ということで、申請者の株式会社〇〇〇〇が100%出資しているのが株式会社〇〇〇〇で、そこが81%出資しているのが〇〇〇〇株式会社ということで、申請者の株式会社〇〇〇〇のグループ会社であるという関係で、今回の事業を行うという内容になっております。次に営農計画書でございまして、栽培計画としては、今回の申請地に高田梅・南高梅・白加賀を20本・20本・10本植えるという計画でございまして。実際の作付けは来春を予定しているということです。先ほど各社の持ち株比率について申し上げましたが、併せて、法人税の申告書を添付しておりまして、そちらで持ち株の内容を確認しているところであります。なお、申請者の株式会社〇〇〇〇の方で、〇〇〇〇株式会社の中で梅酒の醸造、又は今計画しているウィスキー工場に伴いましてウィスキー樽の香りづけに使いたい計画があるそうです。それを地元で栽培して、地元産の梅を使って、地元で作られたお酒という付加価値をつけて販売していきたいという構想だそうです。なお、今回はこの1筆でございまして、今後はこの周辺に5反くらいの農地を借りたいという意欲を持っています。今回契約がまとまったのがこの1筆ですが、その他3～4筆の隣接地を合わせてほしい5反くらいを借りたいという意欲を持って取り組んでいるということです。以上で説明を終わりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8番 上野 庄市 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、場所は〇〇〇へ行く途中の良い土地で現在はそばを作っている土地になります。この件については、特に問題はなく反対するところはありません。ただ、会社が今回のように農地を借りたいということであれば、農業委員に事前に打診はなく事後報告であります。そして、今回の場所は荒れている土地ではなく、耕作している土地である。石が多くて作ることができない畑が他にも沢山ある訳な

ので、荒れている土地を有効活用する方向で指導する方が良いのかなと思います。もし、これからこのような依頼があれば、良い土地ではなく、荒地を使ってもらえば荒廃農地をなくすということにもなりますし、今後の進め方を検討していかなければいけないのかなと思います。今後企業で農地を使用する場合は荒廃農地の有効活用を勧めていくということが必要ではないかと思います。なお、今回の案件については問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま、紹介委員からの説明がありました。議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、11月19日を予定しております。また、同日に定例会終了後に研修会を開催する予定ですので、委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

事務局

引き続いて、私の方から、福島県下農業委員会大会について説明させていただきます。開催日時は11月11日(木) 13時から福島市のパルセいいざかで開催されます。昨年は表彰者がおりましたが、今年度はおりません。また、今年も昨年同様にコロナ感染予防対策により、一農業委員会5名までの参加ということになっております。

5番 川井 信之 委員

毎年同じ人ではなく、今年は新しい委員の人たちに参加してもらってもいいのではないかと思いますでしょうか。

事務局

わかりました。では、今年は新しい委員の方に参加していただきたいと思います。なお、後日こちらから連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長

はい。そういうことでございますのでよろしくお願いします。

以上で、事務局からの説明が終わりましたが、その他 事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

8 番 上野 庄市 委員

余談になりますが、賃借料についてですが、個人的には、小作料は中部地区の平均額で支払っているんですが、昨年の平均額が7,300円で、今年が8,800円ということで増減率でプラス20%、金額で1,100円となっています。適正金額の決め方というのは、どうなのかなと思いました。

5 番 川井 信之 委員

農業委員会では、金額は決められなくなったので、最終的には相対で決めることになったので、借りる人によって変わってくることになるのでは。

事務局

小作料は、昨年あたりも委員会の中で色々議論が出まして、高い安いの金額の開きがかなりあって、農業委員会では単に平均であるということにはなっていますが、近隣の町村の情報だけでも収集してほしいというお話は受けておりましたので、今年度は行いたいと思います。

8 番 上野 庄市 委員

今まで、小作料は平均額で支払うということにしていたので。

5 番 川井 信之 委員

そこは、借りる側と貸す側の相対で決めることになるから、そこは仕方ないところだと思います。

8 番 上野 庄市 委員

今のご時世で米の値段が安くなって、町で10アール当たり10,000円の補助金が出たので、そこは嬉しいのですが大変厳しい状況である。

事務局

また来年に向けて、農業委員会で協議いただくことになりますのでよろしく願いいたします。町でお示しするのは、あくまで参考になりますのでお願いいたします。

5 番 川井 信之 委員

小作料については、あくまで個人間の話であるから全体で挙げている訳ではないのではないかなと思う。

事務局

前年については、前年実績なのでご了解下さい。

8 番 上野 庄市 委員

以上余談で出しました。もう1点ですが、全国農業新聞を読んでいて、今日農地パトロール行いますが、作業服は委員の皆さんに支給してあるんですか。

事務局

それは、現況確認調査員だけです。

8 番 上野 庄市 委員

農地パトロールを行う際に、帽子を身に着けているから農業委員とわかると思うんです

が、何もないとどこの人だということになると思います。農業新聞を見ていると、チョッキを着ていると思うんですが、磐梯町でも参考にして作った方がいいのではないかなと思うんですが。良いところは真似した方がいいと思うんですがどうでしょうか。

事務局

検討はさせていただきたいと思いますが、お渡ししているキャップと腕章と身分証明書が本人確認にはなります。

5 番 川井 信之 委員

上野委員が言っているのは、着ているものを揃えた方がいいということですよ。

8 番 上野 庄市 委員

農地パトロールを行う際などは、その方がいいかと思います。

3 番 佐藤 栄祐 委員

先ほど上野委員からお話出ましたが、私の方でも小作料が今年度の米価の下落によって大変だということがありました。最低限かかっているコストの部分の比率が圧迫しているというのが現状だと思います。その中で賃借料につきましては、相対で行っている中で、基準額、平均額はありますが、現状で思うのは、貸し手が有利ではなくて、借り手が有利な時代になってきているのではないかと思います。昔は借り手が土地を貸してくれという時代だったけど、今は貸し手が耕作をやってくれという風になってきていて、今後水稻農家の方が耕作していく中で、賃借料をそれに見合った金額に、不動産の財産という部分や田においては管理水利権などもありましてそれを支払わなければならない、固定資産税も支払わなければならないということがある中で、最低価格もあると思いますが、相対でやっている中でも、第三者がこういう状況なので、本人が安くしてほしいというのはなかなか言えないと思うので、農業委員としてでもいいですし、役場としてでもいいですし、そういう文書等があれば、相対の中でも話がしやすいのではないかと思います。今後の経営や利用権設定の中でそういう文書があれば相談しやすく、お互い気持ちよくやれるのではないのかなと思います。昔、借りてしまっている土地を昔のままの金額でやっていくというのは難しいのではないかと思いますので、来年以降に向けて、何かいい形で持っていければと思いますので以上です。

9 番 田中 茂 委員

確認ですが、農業振興公社に貸した5年、10年契約したものについては金額の変更はできるのか。

事務局

変更できます。8月末までの期限で変更の申し出を受付しています。今年の場合、米価が下落した状況において、賃借料の支払いの猶予であったり、その部分を認めるかどうかという動きもあります。通常であれば8月末までの期限で変更の受付をしています。

また、佐藤委員からご意見あったように、米価が下落して賃借料はこのままで良いのかという問題については、大きな課題として出てきております。今年の賃借料から見直しが

できるのかという難しいので、来年に向けて賃借料の参考、平均、基準どういう表現になるかわかりませんが、ある程度下がっていくような方向になるのかなということで調整していくことが必要になると思いますので、皆さんにもご協議申し上げながらになりますのでよろしくお願いいたします。。

議長

他に質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午後2時10分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和3年10月20日

議長（会長）

署名人

署名人